

要望・申し入れ・談話

2012年11月26日

埼玉県知事

上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

日本共産党皆野町議会議員

常 山 知 子

皆野町大字金沢地内における残土崩落事故についての申し入れ

2012年11月16日午後、皆野町大字金沢地内にある有限会社トレードナインの残土処分場造成地において、推計約5万立方メートルの残土の盛土が崩落し、下流の民家2棟を押し流し全壊させる重大事故が発生しました。住民が外出中で人的被害のなかったことは誠に不幸中の幸いといしか言いようがありません。

県議団は、この造成工事が森林法に基づく県知事の林地開発許可を受けての事業であることから11月22日に現地を視察し、応急対策と原因究明、及び、復旧工事に向けての県の取り組みについて県秩父農林振興センターから説明を受けたところです。現場は恐怖を覚える程の高さの盛土造成地で、民家は跡形もなく屋根瓦以外の全てが残土に飲み込まれてしまっています。残土崩落事故の凄まじさを目の当たりにしたところです。

地域住民からはさらなる崩落事故や2次災害への恐怖と不安の声とともに、現地を原状に戻して欲しいとの切実な声が私どもに寄せられています。許認可権者である県として被災された方へ最善の誠意をもって対応することは当然ですが、こうした地域住民の声に十分に耳を傾け、応急対策、及び、復旧工事にしっかりと対応するとともに、二度とこのような事故が起こらないよう万全の対策を求め、以下の通り申し入れるものです。

記

- 一、家屋及び屋敷の全壊被害を被った被災者に対して、補償を含め誠心誠意対応するよう開発事業者を指導するとともに、県も許認可権者としての責任において誠意をもって対応すること。
- 一、応急対策、及び、2次災害防止対策については、開発事業者を適切に指導・監督すること。その際、皆野町、長瀨町、及び、地域住民の意見・要望を尊重し反映させること。
- 一、事故原因の究明は県においても独自に速やかに行うこと。その情報は公開すること。
- 一、開発事業者に提出を求めている復旧工事計画書については、原状回復を含め地域住民の意見・要望を取り入れた内容とするため、県として指導・調整を図ること。
- 一、当該地域に存在する赤道については、必ず復旧させること。
- 一、事故の経緯と責任の所在、及び、今後の対策について、地域住民に対する説明会を早急を開催すること。

以上

県政資料・第115号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2012年12月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp